

福島県GAP推進員事業業務仕様書

1 目的

福島県は、根強く残る風評の払拭に向けて、平成29年に「ふくしま。GAPチャレンジ宣言」を行い、第三者認証GAP等の導入・拡大に取り組んできた。令和4年には、大手コンビニチェーンによる県産GAP認証農産物の活用が開始されるなど、高まる市場のニーズに対し、県産農産物に占めるGAP認証農産物の割合は約6%にとどまっており、一層の認証取得の拡大が求められている。

本事業では、団体認証の新規取得や、既に認証を受けた団体での栽培面積の拡大、更には国際水準へ引き上げたふくしま県GAPの理解促進など、農業者や農業団体に対する包括的な支援を行うため、専門的知識を有する推進員及び認証GAPの取得・更新に係る事務を支援する事務員を配置する。

2 契約期間

契約締結日より令和9年3月31日までとする。

3 業務の内容

福島県（以下、「甲」という。）は、福島県GAP推進員設置要領に基づき、本事業の目的を実現するため、本事業の具体的な内容である以下の業務を受託者（以下、「乙」という。）に委託する。

(1) ふくしまGAP推進員及び事務員の配置

県内の農業者や農業団体に対して、以下の業務を実施し、包括的に認証GAPの取得を支援するための資格を所有し、指導実績がある人材を含むGAP推進員を配置すること。併せて、認証GAPの取得・更新に係る事務を支援するための事務員を配置すること。なお、配置する人数及び場所は、福島県GAP推進員の活動に係る細則に定めるところによる。

ア 認証GAPの取得を推進するための普及・現地指導に関すること。

イ 農業協同組合等による団体認証の取得・継続に係る支援に関すること。

ウ 農林事務所、農業協同組合等の指導機関における職員へのGAPに関する知識等の補完に関すること。

エ GAPに関する資質向上に向けた研修の受講。

オ その他、県が必要と認めること。

(2) ふくしまGAP推進員及び事務員の業務管理

(1)で配置するGAP推進員及び事務員について、甲の指示するところにより、その業務を管理し、甲の求めに応じて随時業務内容を報告するものとする。

併せて契約当初、契約中間時を目途に、推進員と甲で打合せの機会を設け、業務の進捗等について確認する。

4 成果品

- (1) G A P 推進に関する実績（様式 1、2-1、2-2、3）
- (2) その他必要と認める添付資料（任意様式）

5 その他

(1) 仕様変更

乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。

(2) 仕様記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項または本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議して定める。

(3) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国や県等の交付金、補助金、助成金等との併給はできない。

(4) 委託業務に関連する書類、領収書等は、契約締結後 5 年間保存するものとする。